

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等
(平成24年11月13日 現在)

| 青森県 | | 出荷制限 |
|----------------|---|---|
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 青森市、十和田市、階上町 |
| 岩手県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | 原木クリタケ(露地栽培) | 一関市、奥州市 |
| | 原木シイタケ(露地栽培) | 盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ケ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町 |
| | 原木ナメコ | 大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市 |
| | キノコ類(野生のものに限る。) | 大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ケ崎町、平泉町 |
| | タケノコ | 一関市、奥州市 |
| | こしあぶら | 盛岡市、花巻市、釜石市、奥州市、住田町 |
| | ぜんまい | 一関市、奥州市、住田町 |
| せり(野生のものに限る。) | 一関市、奥州市 | |
| わらび(野生のものに限る。) | 陸前高田市、奥州市 | |
| 穀類 | ソバ | 盛岡市(旧波尻村の区域に限る。)、一関市(旧大原町の区域に限る。) |
| 水産物 | クロダイ | 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| | スズキ | |
| | マダラ | |
| | イワナ(養殖を除く。) | 磐井川(支流を含む。)&及び砂鉄川(支流を含む。) |
| 肉 | ウグイ | 気仙川(支流を含む。)、岩手県内の大川(支流を含む。)&及び同県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畑ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、綱取ダムの上流、豊沢ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。) |
| | 牛の肉* | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。 |
| | シカの肉 | 全域 |
| | クマの肉 | 全域 |
| ヤマドリ | 肉 | 全域 |
| 宮城県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | 原木シイタケ(露地栽培) | 仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町 |
| | タケノコ | 白石市、栗原市、丸森町 |
| | キノコ類(野生のものに限る。) | 栗原市、大崎市 |
| | くさそつ(こごみ) | 気仙沼市、栗原市、大崎市、加美町 |
| | こしあぶら | 気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、南三陸町 |
| 水産物 | ぜんまい | 気仙沼市、大崎市、丸森町 |
| | ヒガングブ | 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域 |
| | ヒラメ | |
| | クロダイ | |
| | スズキ | 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| | マダラ | |
| | (1尾の重量が1キログラム未満のものを除く。) | |
| イワナ(養殖を除く。) | 一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、大倉川のうち大倉ダムの上流(支流を含む。)、碓氷川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)&及び松川(支流を含む。ただし、濁川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。) | |
| ヤマメ(養殖を除く。) | 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。) | |
| ウグイ | 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)、同県内の大川(支流を含む。)&及び同県内の北上川(支流を含む。) | |
| 肉 | 牛の肉* | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。 |
| | イノシシ | 肉 |
| | クマ | 肉 |
| 山形県 | | 出荷制限 |
| 肉 | クマ | 肉 |
| 茨城県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | 原木シイタケ(露地栽培) | 土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町 |
| | 原木シイタケ(施設栽培) | 土浦市、鉾田市、茨城町 |
| | タケノコ | 石岡市、龍ヶ崎、北茨城市、取手市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村 |
| | こしあぶら(野生のものに限る。) | 日立市、常陸太田市、常陸大宮市 |
| 水産物 | イシガレイ | |
| | コモンカスベ | |
| | シロメバル | 最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| | スズキ | |
| | ニベ | |
| | マダラ | 最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| | ヒラメ | 最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| アメリカナズ(養殖を除く。) | 霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川 | |
| ギンブナ(養殖を除く。) | | |
| ウナギ | 霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。) | |
| 肉 | イノシシ | 肉 |
| その他 | 茶 | 土浦市、結城市、龍ヶ崎、下妻市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、小美玉市、大洗町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美浦村 |
| 栃木県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | 原木シイタケ(露地栽培) | 宇都宮市、足利市、栃木市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町 |
| | 原木シイタケ(施設栽培) | 鹿沼市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町及び那須町 |
| | 原木クリタケ(露地栽培) | 宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町 |
| | 原木ナメコ(露地栽培) | 佐野市、鹿沼市、日光市、矢板市、那須塩原市、壬生町、那須町、那珂川町 |
| | キノコ類(野生のものに限る。) | 鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、塩谷町、那須町、那珂川町 |
| | タケノコ | 日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町 |
| | くさそつ(こごみ) | |
| | (野生のものに限る。) | 大田原市、那須塩原市、那須町 |
| | こしあぶら(野生のものに限る。) | 宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、塩谷町、那須町 |
| | さんしょう(野生のものに限る。) | 宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市 |
| | ぜんまい(野生のものに限る。) | 日光市、那須町 |
| | たらのめ(野生のものに限る。) | 大田原市、矢板市、市貝町、那須町 |
| | わらび(野生のものに限る。) | 鹿沼市、大田原市 |
| | クリ | 大田原市、那須塩原市、那須町 |
| 水産物 | ウグイ(養殖を除く。) | 武茂川(支流を含む。)&及び栃木県内の那珂川のうち武茂川との合流点の上流(支流を含む。ただし、塩原ダムの上流及びその支流を除く。) |
| | イワナ(養殖を除く。) | 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。) |
| | ヤマメ(養殖を除く。) | 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。)&及び永野川(支流を含む。) |
| 肉 | 牛の肉* | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。 |
| | イノシシ | 肉 |
| | シカの肉 | 肉 |
| その他 | 茶 | 鹿沼市、大田原市 |

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)&及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等
(平成24年11月13日 現在)

| 群馬県 | | 出荷制限 |
|-----|-----------------|--|
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村 |
| 水産物 | イワナ(養殖を除く。) | 吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。) |
| | ヤマメ(養殖を除く。) | 吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、小中川(支流を含む。) |
| 肉 | イノシシの肉 | 全域 |
| | クマの肉 | 全域 |
| その他 | 茶 | 渋川市 |
| 埼玉県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町 |
| 千葉県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | 原木シイタケ(露地栽培) | 千葉市、佐倉市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、印西市、白井市、山武市 |
| | 原木シイタケ(施設栽培) | 山武市 |
| 水産物 | タケノコ | 木更津市、柏市、市原市、船橋市、八千代市、我孫子市、白井市、栄町、芝山町 |
| | ギンブナ | 手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。) |
| 肉 | イノシシの肉 | 全域 |
| その他 | 茶 | 成田市 |
| 新潟県 | | 出荷制限 |
| 肉 | クマの肉 | 全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。) |
| 山梨県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村 |
| 長野県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 佐久市、小海町、軽井沢町、御代田町、南牧村 |
| 静岡県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 御殿場市、小山町 |

(参考資料2)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成24年11月13日現在

| 福島県 | | 出荷制限 |
|---------------------------|---|---|
| 原乳 | | <p>H23.3.21～: 下記の地域以外</p> <p>H23.3.21～4.9解除: 喜多市、磐梯町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、取手町</p> <p>H23.3.21～4.16解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、国見町、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市(旧郡路村の区域を除く)、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浅川町、平田村、古殿町、白河市、矢吹町、泉崎村、中島村、西郷村、鮫川村、埴町、矢祭町、いわき市</p> <p>H23.3.21～4.21解除: 相馬市、新地町</p> <p>H23.3.21～5.1解除: 南相馬市(鹿島区のうち、島崎、大内、川子及び塩崎を除く区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域を除く。)</p> <p>H23.3.21～6.8解除: 田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗師岳、原町区片倉字津及及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)</p> <p>H23.3.21～10.7解除: 会津若松市、桑折町、楢枝坂村、只見町、北塩原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、金山町、昭和村、棚倉町、玉川村、広野町、楡葉町(東京電力福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)</p> |
| | ホウレンソウ、カキナ | <p>H23.3.21～: 下記の地域以外</p> <p>H23.3.21～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、埴町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村</p> <p>H23.3.21～5.11解除: 会津若松市、喜多市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、楡枝坂村</p> <p>H23.3.21～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗師岳、原町区片倉字津及及び原町区大原字和田城の区域を除く。)</p> <p>H23.3.21～6.1解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.21～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村</p> <p>H23.3.21～11.4解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)</p> |
| 非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等) | <p>H23.3.23～: 下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、埴町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村</p> <p>H23.3.23～5.11解除: 会津若松市、喜多市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、楡枝坂村</p> <p>H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗師岳、原町区片倉字津及及び原町区大原字和田城の区域を除く。)</p> <p>H23.3.23～6.1解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村</p> <p>H23.3.23～11.4解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)</p> | |
| 結球性葉菜類(キャベツ等) | <p>H23.3.23～: 下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～4.27解除: 会津若松市、喜多市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、楡枝坂村</p> <p>H23.3.23～5.4解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23～5.11解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、埴町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村</p> <p>H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗師岳、原町区片倉字津及及び原町区大原字和田城の区域を除く。)</p> <p>H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)</p> | |
| アブラナ科の花蕾類(ブロッコリー、カリフラワー等) | <p>H23.3.23～: 下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～4.27解除: 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、埴町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村</p> <p>H23.3.23～5.4解除: いわき市</p> <p>H23.3.23～5.11解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23～5.18解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、楡枝坂村、只見町</p> <p>H23.3.23～6.15解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗師岳、原町区片倉字津及及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、及び大玉村</p> <p>H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)</p> | |
| カブ | <p>H23.3.23～: 下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～5.4解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23～5.18解除: 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、埴町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、楡枝坂村、只見町</p> <p>H23.3.23～6.23解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗師岳、原町区片倉字津及及び原町区大原字和田城の区域を除く。)</p> <p>H23.3.23～11.4解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)</p> | |
| 原木しいたけ(露地栽培) | <p>H23.4.13～: 福島市</p> <p>H23.4.13～4.25解除: いわき市</p> <p>H23.4.25～: 本宮市</p> <p>H23.4.13～5.16解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、新地町</p> <p>H23.4.13～5.23解除: 川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)</p> | |
| 原木しいたけ(施設栽培) | <p>H23.10.18～: 二本松市</p> <p>H23.7.19～: 伊達市</p> <p>H23.7.22～: 新地町</p> <p>H23.7.19～9.7解除: 本宮市</p> <p>H23.11.14～: 川俣町</p> | |
| 原木ナメコ(露地栽培) | <p>H23.10.31～: 相馬市、いわき市</p> <p>H23.9.6～: 棚倉町、古殿町(※直接農産物に属する野生キノコに限る)</p> <p>H23.9.16～: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、楡葉町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、矢祭町、埴町、猪苗代町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、川内村、葛尾村、飯館村</p> | |
| キノコ類(野生のものに限る。) | <p>H23.10.18～: 喜多市</p> <p>H24.3.15～: 昭和村</p> <p>H24.10.11～: 磐梯町</p> <p>H24.10.18～: 会津坂下町、北塩原村</p> <p>H23.5.9～: 伊達市、相馬市、三春町</p> <p>H23.5.19～: 南相馬市、本宮市、桑折町、川俣町、西郷村</p> <p>H23.5.9～5.30解除: 平田村</p> | |
| たけのこ | <p>H23.5.9～0.8解除: いわき市</p> <p>H24.4.9～: 天栄村</p> <p>H23.5.13～6.21解除: 国見町</p> <p>H24.4.10～: 福島市、新地町</p> <p>H24.4.23～: 広野町</p> <p>H24.5.2～: 二本松市、大玉村</p> <p>H24.5.7～: 須賀川市</p> <p>H24.6.28～: 郡山市</p> | |
| わさび(畑において栽培されたものに限る。) | <p>H24.4.16～: 伊達市、川俣町</p> <p>H23.5.9～: 福島市、桑折町</p> <p>H24.5.1～: 相馬市、伊達市、国見町、三春町</p> <p>H24.5.2～: 川俣町</p> <p>H24.5.7～: 田村市、古殿町</p> <p>H24.5.10～: 二本松市、大玉村</p> | |
| くさそてつ(こごみ) | <p>H24.5.1～: いわき市、相馬市、伊達市、桑折町</p> <p>H24.5.2～: 福島市</p> <p>H24.5.7～: 郡山市、白河市、埴町、新地町</p> <p>H24.5.10～: 大玉村、西郷村</p> <p>H24.5.14～: 川俣町</p> <p>H24.4.18～: 福島市、川俣町、田村市、相馬市、広野町</p> <p>H24.4.16～: 伊達市、桑折町、国見町</p> | |
| たらのめ(野生のものに限る。) | <p>H24.5.2～: 福島市</p> <p>H24.5.7～: 郡山市、白河市、埴町、新地町</p> <p>H24.5.10～: 大玉村、西郷村</p> <p>H24.5.14～: 川俣町</p> | |
| ふきのとう(野生のものに限る。) | <p>H24.5.2～: 福島市、二本松市</p> <p>H24.5.7～: 郡山市、白河市、喜多市、会津美里町、棚倉町、埴町</p> <p>H24.5.10～: 伊達市、国見町、矢祭町、磐梯町、下郷町、大玉村、西郷村、鮫川村</p> <p>H24.5.14～: 須賀川市、いわき市、川俣町、石川町、天栄村</p> | |
| こしあぶら | <p>H24.5.17～: 桑折町、猪苗代町</p> <p>H24.5.2～: いわき市、二本松市</p> | |
| ぜんまい | <p>H24.5.10～: 相馬市</p> <p>H24.5.24～: 川俣町</p> | |
| わらび | <p>H24.5.10～: いわき市、伊達市</p> <p>H24.5.17～: 喜多市、福島市、川俣町</p> <p>H23.6.2～: 福島市、伊達市、桑折町</p> | |
| ウメ | <p>H23.6.6～: 南相馬市</p> <p>H24.6.6～: 国見町</p> <p>H23.6.6～H24.11.11解除: 相馬市</p> | |
| ユズ | <p>H23.8.29～: 福島市、南相馬市</p> <p>H23.10.14～: 伊達市、桑折町</p> <p>H24.1.10～: いわき市</p> | |
| クリ | <p>H23.9.20～: 伊達市、南相馬市</p> <p>H24.3.26～: 二本松市</p> <p>H24.10.12～: いわき市</p> | |
| キウイフルーツ | <p>H23.12.9～: 相馬市、南相馬市</p> | |

※ 〇の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成24年11月13日現在

| 福島県 | | 出荷制限 | |
|--|--|---|--|
| 穀類 | 米（平成23年産） | H23.11.17～：福島市（旧小国村の区域に限る。） | |
| | | H23.11.29～：伊達市（旧小国村及び旧月館町の区域に限る。） | |
| | | H23.12.5～：福島市（旧福島市の区域に限る。） | |
| | | H23.12.8～：二本松市（旧浪川村の区域に限る。） | |
| | | H23.12.9～：伊達市（旧沢村及び旧富成村の区域に限る。） | |
| | 米（平成24年産） | H23.12.19～：伊達市（旧柳田町の区域に限る。） | |
| | | H24.1.4～：伊達市（旧堀本町の区域に限る。） | |
| | | H24.4.5～ H24.7.26一部解除：福島県広野町、楡葉町（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、川内村（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、田村市（郡崎町、船引町横道、船引町中山平小塚及び字下馬沢、常楽町東田、常楽町山根並びに市内国有林福島森林管理署25・1林班の一部、25・2林班、25・3林班の一部、25・8林班から27・0林班まで、28・3林班から30・0林班まで及び30・1林班から30・3林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、南相馬市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル以内の区域のうち原町区高倉字助常、原町区高倉字次郎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字中、原町区高倉字木暮、原町区高倉字五合山、原町区高倉字徳川、原町区高倉字高師、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城並びに市内国有林福島森林管理署200・4林班から208・7林班まで、208・8林班の一部、208・9林班から209・1林班まで、209・6林班から209・9林班まで及び213・0林班の区域を除く。）、福島市（旧福島市（護国、小倉寺及び南向台を除く。）、旧平田村、旧鹿塚村、旧野田村、旧余目村、旧下川崎村、旧松川町及び旧金谷村の区域に限る。）、伊達市（旧月館町（月館町月館（関ノ下、松橋川原、川内及び館ノ腰に限る。）、及び月館町御代田（北、東、西及び新堀ノ内に限る。）、に限る。）、旧柳田町（雲山町山野川に限る。）、旧柱沢村（俵原町所沢（朝夫内田、久保田、田村内、西郷山、菅ノ町、河原田、東原町、西深町及び東田に限る。）、及び俵原町住田（狹田、平、宮ノ内、新田、福寿、砂子下及び坂岸に限る。）、に限る。）、旧堀本村（浪川町大園（寺脇、清水、清水沢、松平、久保、楡塚、里ノ子、山ノ口、宝木沢、笠石及び上ノ台を除く。）、浪川町新田及び浪川町鶴谷に限る。）、旧石戸村、旧上俣原村、旧山山村、旧小手村及び旧高野村（浪川町八幡に限る。）、の区域に限る。）、二本松市（旧浪川村（浪川及び米沢に限る。）、旧谷下村、旧小浜町、旧塩沢村、旧本楯村、旧戸沢村、旧石井村、旧新郷村、旧本楯村（巻代町）及び旧本楯村（東和町）の区域に限る。）、本宮市（旧白地村、旧和木沢村（白沢村）及び旧本宮町の区域に限る。）、高折町（旧平田村及び旧鶴舎村の区域に限る。）及び国見町（旧大木戸村及び旧小坂村の区域に限る。）（農の定める出荷・検定方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。） | |
| | | H24.10.25～ H24.10.29一部解除：須賀川市（旧西後村の区域に限る。） | |
| | | H24.11.5～ H24.11.6一部解除：大玉村（旧玉井村の区域に限る。） | |
| H24.11.5～ H24.11.8一部解除：郡山市（旧富久山町の区域に限る。） | | | |
| H24.11.7～ H24.11.12一部解除：福島市（旧水原村の区域に限る。） | | | |
| 水産物 | イカナゴの稚魚 | H23.4.20～H24.5.22解除：全域 | |
| | | H23.6.6～：秋元湖、楡葉湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川（殿川との合流点から上流の部分に限る。）及び福島県内の阿武隈川（支流を含む。） | |
| | ヤマ（養殖を除く。） | H23.6.17～：真野川（支流を含む。） | |
| | | H24.3.29～：新田川（支流を含む。） | |
| | ウグイ | H24.3.29～：太田川（支流を含む。） | |
| | | H24.4.5～：殿川（支流に限る。） | |
| | | H24.4.24～：猪苗代湖、猪苗代湖に流入する河川（支流を含む。ただし殿川を除く。）及び日輪川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流（支流を含む。） | |
| | | H24.6.7～：福島県内の久慈川（支流を含む。） | |
| | ウナギ | H23.6.17～：真野川（支流を含む。） | |
| | | H23.6.27～：阿武隈川のうち信夫ダムの下流（支流を含む。） | |
| アユ（養殖を除く。） | H24.3.29～：秋本湖、楡葉湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川（殿川との合流点から上流部分に限る。） | | |
| | H24.4.24～：猪苗代湖、猪苗代湖に流入する河川（支流を含む。ただし殿川及びその支流を除く。）及び日輪川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流（支流を含む。） | | |
| イワナ（養殖を除く。） | H24.5.24～：福島県内の只見川のうち竜ダムの上流（支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。） | | |
| | H24.5.31～：阿武隈川のうち信夫ダムの上流（支流を含む。） | | |
| コイ（養殖を除く。） | H24.8.2～：福島県内の阿武隈川（支流を含む。） | | |
| | H23.6.27～：阿武隈川のうち信夫ダムの下流（支流を含む。）、真野川（支流を含む。）、新田川（支流を含む。） | | |
| フナ（養殖を除く。） | H24.4.5～：阿武隈川（支流を含む。） | | |
| | H24.4.12～：殿川（支流に限る。） | | |
| 魚介類 | アサギ | H24.4.24～：秋元湖、小野川湖及び楡葉湖並びにこれらの湖に流入する河川（支流を含む。）、只見川のうち本名ダム上流（支流を含む。）、長瀬川（殿川との合流点から上流の部分に限る。）並びに日輪川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流（支流を含む。ただし、東山ダムの上流を除く。） | |
| | | H24.5.31～H24.9.19解除：館岩川（支流を含む。） | |
| | アサギ | H24.4.27～：秋元湖、小野川湖及び楡葉湖並びにこれらの湖に流入する河川（支流を含む。）、阿賀川のうち大川ダムの下流（支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。）並びに長瀬川（殿川との合流点から上流の部分に限る。） | |
| | | H24.5.10～：福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流（支流を含む。）、阿賀川のうち大川ダムの下流（支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。）、長瀬川（殿川との合流点から上流の部分に限る。）並びに真野川（支流を含む。） | |
| | アサギ | H24.4.27～：秋元湖、小野川湖及び楡葉湖並びにこれらの湖に流入する河川（支流を含む。）、阿賀川のうち大川ダムの下流（支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。）、長瀬川（殿川との合流点から上流の部分に限る。）並びに真野川（支流を含む。） | |
| | | H24.5.10～：福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流（支流を含む。）、阿賀川のうち大川ダムの下流（支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。）、長瀬川（殿川との合流点から上流の部分に限る。）並びに真野川（支流を含む。） | |
| | 肉類 | 牛肉 | H24.6.22～：（最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域） |
| | | | H24.7.12～：（最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域） |
| | | | H24.7.26～：（最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域） |
| | | | H24.8.23～：（最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域） |
| H23.7.19～ H23.8.25一部解除：全県（農の定める出荷・検定方針に基づき管理される牛は出荷制限の対象から除く。） | | | |
| H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村 | | | |
| H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村 | | | |
| H23.12.2～：郡山市、須賀川市、田村市、白河市、いわき市、鏡石町、石川町、浪川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、楡倉町、矢野町、塙町、天栄村、玉川村、平 | | | |
| H23.12.2～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、桑折町、国見町、川俣町、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浪川町、古殿町、矢吹町、楡倉町、矢野町、塙町、天栄村、玉川村、平 | | | |
| H24.7.27～：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、楢枝村 | | | |
| H24.11.13～：全県 | | | |

※ の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成24年11月13日現在

| 青森県 | | 出荷制限 |
|-----|-----------------|---|
| 農産物 | キノコ類(野生のものに限る。) | H24.10.28～：十和田市、南上町 H24.10.30～：青森市 |
| 水産物 | マダラ | H24.8.27～H24.10.31解除：青森県東通村尻野崎灯台と北海道函館市恵山灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、北海道入り町燈台岬灯台の正南の線、最大高潮時海岸線と青森県手間海岸線の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| 岩手県 | | 出荷制限 |
| 農産物 | たけのこ | H24.6.31～：一関市、奥州市 H24.11.2～：一関市、奥州市 |
| | 原木たけ(露地栽培) | H24.6.31～：一関市、奥州市、花巻市、盛岡市、大船渡市 H24.4.28～：一関市、奥州市、奥州市、平泉町、大船渡市 H24.5.7～：花巻市、北上市、盛岡市、金ケ崎町、山田町 |
| | 原木しいたけ(露地栽培) | H24.10.18～：大船渡市、盛岡市 H24.10.28～：奥州市 |
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | H24.10.11～：一関市、奥州市、平泉町 H24.10.18～：奥州市 H24.10.28～：大船渡市、金ケ崎町 |
| | こしあぶら | H24.5.10～：奥州市、花巻市 H24.5.14～：盛岡市 H24.5.15～：盛岡市 |
| | ほり(野生のものに限る。) | H24.5.30～：一関市、奥州市 |
| | ぜんまい | H24.5.18～：一関市、奥州市 H24.5.18～：花巻市 H24.5.18～：奥州市、奥州市 |
| 肉 | わらび(野生のものに限る。) | H24.5.18～：奥州市、奥州市 |
| 卵 | アヒ | H24.11.18～：盛岡市(田代村の区域に限る。)、一関市(田代町の区域に限る。) |
| 水産物 | スズキ | H24.10.25～：最大高潮時海岸線と岩手宮城両県界の正東の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と宮城福島両県界の正東の線及び宮城最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.11.8～：最大高潮時海岸線と岩手宮城両県界の正東の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と宮城福島両県界の正東の線及び宮城最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.11.8～：最大高潮時海岸線と岩手宮城両県界の正東の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と宮城福島両県界の正東の線及び宮城最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.11.8～：最大高潮時海岸線と岩手宮城両県界の正東の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と宮城福島両県界の正東の線及び宮城最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| | マダラ | H24.8.27～H24.10.31解除：マダラ(1尾の重量が1キログラム未満のものに限る。) |
| | ウグイ | H24.5.11～：岩手県内の大川(支線を含む。)、及び県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支線を含む。ただし、石巻線ダムの上流、石巻ダムの上流、入船ダムの上流、御所ダムの上流、田原ダムの上流、田原ダムの上流、豊沢ダムの上流、豊沢ダムの上流及び早池田ダムの上流を除く。) H24.5.12～：気仙川(支線を含む。) |
| | 牛の肉 | H23.8.25一部解除：全県(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。) |
| | クマの肉 | H24.9.10～：全県 |
| | シカの肉 | H24.7.28～：全県 |
| | ヤマドリ肉 | H24.10.22～：全県 |
| 宮城県 | | 出荷制限 |
| 農産物 | たけのこ | H24.3.1～：白石市、丸森町 H24.8.28～：白石市、丸森町 H24.11.18～：白石市、丸森町 H24.3.8～：丸森町 H24.3.15～：丸森町 |
| | 原木しいたけ(露地栽培) | H24.4.11～：気仙沼市、南三陸町 H24.4.12～：黒川市 H24.4.19～：石巻市 H24.4.25～：黒川市、東松島市 H24.4.27～：黒川市、名取市、加美町 H24.5.7～：川崎町、大船町、宮野町 H24.5.9～：角田市、角田市 H24.5.10～：七ヶ宿町 H24.5.18～：大船町 |
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | H24.10.18～：黒川市、大船町 H24.4.27～：大船町、黒川市 H24.5.9～：気仙沼市 |
| | こしあぶら | H24.5.7～：黒川市、黒川市 H24.5.9～：大船町、大船町 H24.5.11～：気仙沼市、七ヶ宿町 |
| | ぜんまい | H24.5.17～：大船町 |
| 水産物 | クロダイ | H24.8.28～：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市牡鹿半島最大高潮時海岸線に連る線で囲まれた海域 H24.11.8～：最大高潮時海岸線と岩手宮城両県界の正東の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市牡鹿半島最大高潮時海岸線に連る線で囲まれた海域で囲まれた海域 |
| | スズキ | H24.10.25～：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市牡鹿半島最大高潮時海岸線に連る線で囲まれた海域で囲まれた海域 H24.10.25～：最大高潮時海岸線と岩手宮城両県界の正東の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市牡鹿半島最大高潮時海岸線に連る線で囲まれた海域 |
| | ヒラメ | H24.5.30～：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市牡鹿半島最大高潮時海岸線に連る線で囲まれた海域 |
| | マダラ | H24.5.2～：最大高潮時海岸線と岩手宮城両県界の正東の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.5.2～H24.8.30解除：マダラ(1尾の重量が1キログラム未満のものに限る。) |
| | ヒガシフグ | H24.5.4～：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市牡鹿半島最大高潮時海岸線に連る線で囲まれた海域 |
| | ヤマメ(養殖を除く。) | H24.4.20～：宮城県内の阿久保川(支線を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。) |
| | イワナ(養殖を除く。) | H24.5.14～：大倉川の大倉ダムより上流(支線を含む。)、及び名取川の軟骨大滝の上流(支線を含む。) H24.5.24～：三流川のうち黒崎ダムの上流(支線を含む。)、及び秋川(支線を含む。ただし、清川及びその支線並びに厚川4号堰の上流を除く。) H24.5.28～：江古川のうち鴨子ダムの上流(支線を含む。)、及び二瀬川のうち鴨子ダムの上流(支線を含む。) H24.5.28～：大倉川の上流(支線を含む。)、及び三流川の上流(支線を含む。) H24.4.20～：宮城県内の阿久保川(支線を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。) |
| | ウグイ | H24.5.18～：宮城県内の大川(支線を含む。) H24.5.28～：宮城県内の北上川(支線を含む。) |
| 肉 | 牛の肉 | H23.7.28～：全県(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。) |
| | イノシシ肉 | H24.5.22～：角田市、丸森町、山元町 |
| | クマの肉 | H24.6.28～：全県(上記地域を除く。) |
| | クマの肉 | H24.9.28～：全県 |
| 山形県 | | 出荷制限 |
| 肉 | クマの肉 | H24.9.10～：全県 |
| 茨城県 | | 出荷制限 |
| 乳 | ホルレンソウ | H23.3.23～4.10解除：全県 H23.3.21～4.17解除：全県(下記の地域を除く。) H23.3.21～4.17解除：茨城県市、高萩市 H23.3.23～4.17解除：全県 |
| 野菜類 | タケノコ | H24.4.8～：潮来市、小湊浜町、つくばみらい市 H24.4.18～：石岡市、龍ヶ崎市、取手市、守谷市、茨城県、香取市 H24.4.18～：ひたちなか市、龍崎町、真壁町 H24.4.28～：北茨城県、大洗町 H24.10.14～：土浦市、行方市、神田市、小湊浜町 H23.11.10～：茨城県、取手市 |
| | 原木シイタケ(露地栽培) | H24.4.8～：常陸大宮市、守谷市、つくばみらい市 H24.4.13～：ひたちなか市、龍崎町 H23.10.18～：土浦市、神田市 H23.11.10～：茨城県 |
| | 原木シイタケ(施設栽培) | H23.10.18～：土浦市、神田市 H23.11.10～：茨城県 |
| | こしあぶら | H24.5.2～：日立市、常陸大宮市(野生のものに限る。) H24.5.10～：常陸大宮市(野生のものに限る。) |
| | インシュレイ | H24.1.5～：最大高潮時海岸線と福島茨城両県界の正東の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と茨城千葉県両県界の正東の線及び茨城最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.4.17～：最大高潮時海岸線と福島茨城両県界の正東の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と茨城千葉県両県界の正東の線及び茨城最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.4.13～：最大高潮時海岸線と福島茨城両県界の正東の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と茨城千葉県両県界の正東の線及び茨城最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.11.9～：最大高潮時海岸線と福島茨城両県界の正東の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と茨城千葉県両県界の正東の線及び茨城最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| | シロメ | H24.4.17～：最大高潮時海岸線と福島茨城両県界の正東の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と茨城千葉県両県界の正東の線及び茨城最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.11.9～：最大高潮時海岸線と福島茨城両県界の正東の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と茨城千葉県両県界の正東の線及び茨城最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| | マダラ | H24.4.17～H24.8.30解除：マダラ(1尾の重量が1キログラム未満のものに限る。) |
| | ドラム | H24.4.17～H24.8.30解除：マダラ(1尾の重量が1キログラム未満のものに限る。) |
| | モモカスベ | H24.6.1～：最大高潮時海岸線と福島茨城両県界の正東の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と茨城千葉県両県界の正東の線及び茨城最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| | アメリカマサ(養殖を除く。) | H24.4.17～：鹿嶋市、北茨城及び外浦遊漁場並びにこれらの隣接に隣接する阿久戸川並びに常陸利根川 |
| | シラネ | H24.4.17～：鹿嶋市、北茨城及び外浦遊漁場並びにこれらの隣接に隣接する阿久戸川並びに常陸利根川 |
| | ワナズ | H24.4.17～：鹿嶋市、北茨城及び外浦遊漁場並びにこれらの隣接に隣接する阿久戸川並びに常陸利根川 |
| 肉 | イノシシ肉 | H23.12.2～：全県 H23.12.2一部解除：(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシ肉を除く。) H23.8.2～：以下の地域以外 H23.8.2～H24.4.10解除：茨城県市、常陸市、取手市、八千代町、鹿町 H23.8.2～H24.4.10解除：大子町 H23.8.2～H24.5.23解除：常陸大宮市、常陸大宮市 H23.8.2～H24.5.30解除：石岡市、龍ヶ崎町、取手市、守谷市 H23.8.2～H24.5.30解除：日立市、土浦市、神田市、小湊浜町 H23.8.2～H24.7.24解除：水戸市 H23.8.2～H24.8.20解除：高萩市 H23.8.2～H24.9.12解除：日立市 H23.8.2～H24.10.10解除：常陸市 H23.8.2～H24.10.11解除：つくば市 |
| 茶 | | H23.8.2～H24.10.11解除：つくば市 |

※()の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成24年11月13日現在

| 栃木県 | | 出荷制限 |
|----------------------|--|------|
| ホウレンソウ | H23.3.21～4.21解除：那須塩原市、塩谷町 | |
| カキ | H23.3.21～4.7解除：全産 | |
| キノコ類(野生のものに限る。) | H24.8.2～：日光市、真岡市、那須塩原市、益子町、那珂川町 H24.8.7～：那須市 H24.8.9～：矢板市 H24.8.15～：那須町 H24.8.29～：大田原市 H24.10.10～：塩谷町 H24.10.12～：那須烏山市 | |
| タケノコ | H24.8.1～：那須塩原市、那須町 H24.8.7～：日光市、大田原市 H24.8.13～：全産 | |
| 原木シイタケ(露地栽培) | H24.2.15～：那須塩原市、矢板市 H24.4.10～：宇都宮市、さくら市、芳賀町、塩谷町、高根沢町、那須町 H24.4.11～：大田原市、日光市、益子町 H24.4.12～：那須市、那須町、高根沢町、高根沢町、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、那珂川町 H24.4.13～：那須市、壬生町 | |
| 原木シイタケ(施設栽培) | H24.2.15～：那須塩原市、矢板市 H24.4.10～：芳賀町、那須町 H24.4.12～：大田原市 H24.8.29～：さくら市 H24.8.4～：那須市 H24.8.28～：壬生町 | |
| 原木クワタケ(露地栽培) | H23.11.7～：那須市、矢板市 H23.11.8～：大田原市、那須塩原市 H23.11.14～：那須市、高根沢町、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町 H24.1.15～：那須市 H24.1.18～：塩谷町 H24.1.18～：壬生町 | |
| 原木ナメコ(露地栽培) | H23.11.14～：那須塩原市、日光市 H24.1.4～：高根沢町 H24.10.18～：那須町 H24.10.25～：佐野市 H24.11.2～：那須市 H24.11.8～：壬生町 | |
| くさてつ(こごみ)(野生のものに限る。) | H24.11.12～：那須町 H24.3.1～：大田原市、那須町 H24.3.2～：那須塩原市 | |
| こしあぶら(野生のものに限る。) | H24.8.1～：大田原市、那須町、茂木町(野生のものに限る。) H24.8.2～：宇都宮市、那須烏山市(野生のものに限る。) H24.8.7～：高根沢町、高根沢町、高根沢町、高根沢町(野生のものに限る。) H24.8.15～：さくら市(野生のものに限る。) | |
| さんよう(野生のものに限る。) | H24.8.1～：宇都宮市、日光市 H24.8.14～：那須塩原市 | |
| ぜんまい(野生のものに限る。) | H24.8.18～：大田原市 H24.1.14～：那須塩原市、那須町 | |
| たらのめ(野生のものに限る。) | H24.4.27～：大田原市、矢板市 H24.8.1～：那須町 H24.8.2～：市貝町 | |
| わらび(野生のものに限る。) | H24.5.17～：大田原市、那須町 H24.1.14～：那須塩原市、那須町 H24.8.18～：大田原市 | |
| グリ | H24.8.10～：栃木県内の那須烏山のうち日光市足尾町内の区域(支産を含む。ただし、高津川との合流点から下流の部分に限る。) H24.9.10～：水野川(支産を含む。) | |
| ヤマメ(養殖を除く。) | H24.8.20～：栃木県内の那須烏山のうち日光市足尾町内の区域(支産を含む。) | |
| ワナメ(養殖を除く。) | H24.8.20～：栃木県内の那須烏山のうち日光市足尾町内の区域(支産を含む。)、及び栃木県内の那須川の上流(支産を含む。)、及び那須川(支産を含む。) | |
| ウグイ(養殖を除く。) | H24.5.1～H24.9.28解除：那須川(支産を含む。) H24.5.30～H24.9.28解除：那須川(支産を含む。) | |
| 牛肉 | H23.8.2～：全産 | |
| イノシシの肉 | H23.12.2～：全産 | |
| シカの肉 | H23.12.2～：全産(食の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。) | |
| その他の | H23.8.2～：那須市、大田原市 | |
| 茶 | H23.7.8～H24.5.1解除：栃木市 | |
| 群馬県 | | 出荷制限 |
| ホウレンソウ | H23.3.21～4.8解除：全産 | |
| カキ | H23.3.21～4.8解除：全産 | |
| キノコ類(野生のものに限る。) | H24.8.29～：沼田市、真野町、那須村 H24.10.10～：高山村 H24.10.18～：安中市 H24.10.29～：那須野上町 | |
| ヤマメ(養殖を除く。) | H24.1.13～：那須野上町 | |
| ワナメ(養殖を除く。) | H24.4.27～H24.11.9解除：那須川(支産を含む。) H24.4.27～H24.11.9解除：那須川(支産を含む。) | |
| ウグイ(養殖を除く。) | H24.8.8～：那須川(支産を含む。) | |
| イノシシの肉 | H24.8.8～H24.11.9解除：那須川の上流(支産を含む。) | |
| ワナの肉 | H24.8.10～：全産 | |
| その他の | H23.8.30～：那須町 | |
| 茶 | H23.6.30～H24.5.28解除：桐生市 | |
| 埼玉県 | | 出荷制限 |
| キノコ類(野生のものに限る。) | H24.10.18～：横瀬町、菅野町 H24.10.29～：とちがわ町 H24.11.8～：鴻巣市 | |
| 千葉県 | | 出荷制限 |
| ホウレンソウ | H23.4.4～4.22解除：旭市、香取市、多古町 | |
| パセリ | H23.4.4～4.22解除：旭市 | |
| セリ | H23.4.4～4.22解除：旭市 | |
| タケノコ | H24.4.5～：市原市、木更津市 H24.4.8～：養老子市、栗野町 H24.4.15～：船橋市、八千代市 H24.4.12～：船橋市 H24.4.18～：芝山町 | |
| 原木シイタケ(露地栽培) | H23.10.11～：養老子市、香取市 H23.11.18～：葛飾市 H23.12.22～：佐倉市 H24.2.23～：印旛町 H24.4.10～：白井市 H24.4.18～：千葉市、八千代市 H24.5.18～：山武市 | |
| 原木シイタケ(施設栽培) | H24.5.18～：山武市 | |
| 水産物 | アサギ H24.7.18～：宇賀池及び宇賀池に流入する阿川(支産を含む。)、宇賀川(支産を含む。) | |
| 肉 | イノシシの肉 H24.11.5～：全産 | |
| その他の | H23.8.2～：成田市 H23.8.2～9.7解除：大網白根町 H23.7.4～H24.5.21解除：勝浦市 H23.6.5～H24.5.28解除：八千代市 H23.6.2～H24.5.28解除：野田市、富里市、山武市 | |
| 神奈川県 | | 出荷制限 |
| 茶 | H23.6.2～8.29解除：南足柄市 H23.6.23～9.12解除：松田町、山北町 H23.6.2～10.14解除：厚木町、清川村 H23.6.23～10.26解除：相模原市 H23.6.27～10.26解除：宇津町 H23.6.2～11.1解除：小田原市 H23.6.2～11.10解除：高根町 H23.6.2～H24.10.10解除：湯河原町 | |
| 新潟県 | | 出荷制限 |
| 肉 | クマの肉 H24.11.5～：全産(枝肉及び鶏鳥類を除く。) | |
| 山梨県 | | 出荷制限 |
| キノコ類(野生のものに限る。) | H24.10.29～：富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村 | |
| 長野県 | | 出荷制限 |
| キノコ類(野生のものに限る。) | H24.9.20～：篠井町、穂代田町 H24.10.1～：小瀬町、南牧村 H24.10.11～：佐久市 | |
| 静岡県 | | 出荷制限 |
| キノコ類(野生のものに限る。) | H24.11.5～：御殿場市、小山町 | |

※ [] の箇所は、出荷制限の対象

